

〈指定研究〉

「熟慮型・表現型メソッドを活用した法教育に関する研究：裁判員時代の法リテラシーの新機軸」

『熟慮型・表現型メソッドを活用した法教育』に関する新しい取り組み

——「B級法教育フェスタ」について——

中村有利子

1. はじめに

2015年度は、社研プロジェクトの新規プロジェクトとして、「B級法教育フェスタ」を実施することとなった。

「法教育」は、すでに法務省や弁護士会、司法書士会、裁判所、検察庁、法務局、文科省、最高裁、法テラス、NPO、学会等、さまざまな団体が普及啓発活動を行っている。その目的は、「主権者である子どもたちに法的教養（legal literacy）を育成する」¹⁾、「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につける」²⁾、「子どもたちに、個人を尊重する自由で公正な民主主義社会の担い手として、法や司法制度の基礎にある考え方を理解してもらい、法的なものの見方や考え方を身につけてもらう」³⁾ことなどであり、法的な見方・考え方の習得、法的リテラシーの涵養、市民性の育成等⁴⁾を目指し、実施されている。

龍谷大学法情報研究会は、2001年に設立された、法情報の研究と教育に関する研究会で、法学・政治学・情報学分野の大学教員、弁護士、図書館員、高校教員、漫画家、出版社（社員）、編集者、データベース会社（社員）、などさまざまな分野の専門家が集まっていることに特徴がある。社研プロジェクトの支援を受け、法情報研究会のメンバーが中心となって、今までの「法教育」プログラムとは少し異なる、関西発の「やる人も参加す

る人も楽しくておもしろい」「ごった煮」の法教育を実施することを目的に、参加者が気軽に来て楽しめるイベントとして「B級法教育フェスタ」を企画した⁵⁾。プログラム内容は、分野に偏ることなく、多岐に亘るものとなっており、そこに、「楽しくておもしろい」を加え、いわゆる講師役も「大人」だけでなく、現役高校生も主体的に参加していることに大きな特徴がある。

2. B級法教育フェスタの開催

(1) フェスタの概要

法情報研究会メンバーの様々な専門性を活かした「楽しくておもしろく」、高校生以下も参加できるように意識した授業構成としたため、授業時間は通常の大学の講義より短い50分とし、プレゼンでよく利用される PowerPoint に加え、絵・映像や音楽を使用した参加型の授業（パフォーマンス）や、参加者とのやり取りを意識した双方向型のものや小グループにわかれたディスカッション形式のものが多くなった。

(2) 第1回B級法教育フェスタ in 龍谷大学

告知期間が1カ月を切ったの実施となった。初めての企画ということもあり、法情報研究会のメンバーに広報活動への協力を要請し、深草キャンパス周辺の飲食店などにもポスター掲示やチラシ設置を依頼するなど、昨年度のカルデモンメ劇の広報と同様に、足を使っの地道な広報活動を展

開した。事前申込は8人と少なかったが、当初の予想を上回って、参加者は約120人となり、レジュメの増刷が間に合わず、立ち見が出るほどの大盛況であった。研究会メンバーの大学・高校教員が授業や課外活動の一環として参加を呼びかけたこともあり、龍谷大学や京都聖母女学院短期大学などの大学生や、法情報研究会メンバーが教員を務める京都教育大学附属高等学校⁶⁾や大阪暁光高等学校の生徒の参加も得られた。

第1回「B級法教育フェスタ」

〔於〕龍谷大学22号館106・107教室

13:00-13:10 開講の挨拶

13:10-13:55

①昔話で裁判員を体験！

國學院大學法科大学院教授・弁護士・リーガルパーク 今井秀智

14:00-14:45

②良い人の悪いことは良いこと？悪い人の良いことは悪いこと？ — デジタル紙芝居で「カイシャク」！

早稲田大学 久保山力也

15:00-15:45

③国語科教員による法教育

京都教育大学附属高等学校 札埜和男

15:50-16:35

④漫画で法学？ 法律擬人化漫画@羊図書館トーク

水知せり⁷⁾

16:45-17:30

⑤はじめての国際私法—国際結婚のなぞなぞ

青森中央学院大学 金美和

17:35-18:20

⑥桃太郎の光（ひかり）と陰（かげ）

龍谷大学 石塚伸一

①はNHKのEテレで放映された「昔話法廷」⁸⁾の3つのストーリーの中から白雪姫のお話を使った模擬裁判、③は浦島太郎を使った模擬裁判で京都教育大附属高校の生徒によるものがあった。②はチームに分けてグループディスカッション形式で考えていくもの、④は法を擬人化した漫画『法律

擬人化入門』を使った講義、⑤は「国際結婚」をテーマにしたラブストーリーに関するクイズによる国際私法の講義、⑥は刑法の観点から桃太郎のお話を検証する講義であった。

(3)第2回B級法教育フェスタ in 品川

第1回目終了後の反省会の中で、東京でもぜひ実施してみようということで盛り上がり、実施の運びとなった。第1回のプログラムに加えて新たに参加を募集したところ、3つ新規で実施することが決まった。とくに目玉とした企画は、京都教育大学附属高校生 VS 法曹（司法修習生や弁護士）の対決方式で模擬裁判を行い、フェスタの参加者に有罪無罪の判定をしてもらうプログラムであった。

遠方での実施ということで、関東在住の法情報研究会メンバーや法教育関係者ネットワークを使つての広報活動を行い、また、関東地域で法教育を実施している諸団体にもDMを郵送した。事前申込は44人であったが当日の参加者は約150人となり、遠隔地での開催にもかかわらず、予想以上の多くの参加があり、こちらもレジュメの増刷に追われた。どちらかという年配の参加者が多いと予想していたが、中学生や高校生といった若い世代の参加もあった。プログラムの内容は記録保存のため収録され、DVD化した。

第2回「B級法教育フェスタ in 品川」

〔於〕品川インターシティ会議室

11:00-13:15

①対決・高校生模擬裁判！？ 京都教育大学附属高等学校 京都教育大学附属高等学校模擬裁判チーム生徒有志（札埜和男） VS 司法修習生

12:50-13:15

②マンガで入門『法教育』～水知せりの世界～ 水知せり

13:45-16:35（2会場で並行開催）

<第3会議室>

13:45-14:35

③はじめての国際私法—国際結婚のなぞなぞ 青森中央学院大学 金美和

14:45-15:35

④国語科教員による法教育

京都教育大学附属高等学校模擬裁判チーム生徒有志、札埜和男

15:45-16:35

⑤昔話で裁判員を体験！

國學院大學法科大学院教授・弁護士・リーガルパーク 今井秀智

<第4会議室>

13:45-14:35

⑥良い人の悪いことは良いこと？悪い人の良いことは悪いこと？— デジタル紙芝居で「カイシャク」！

早稲田大学 久保山力也

14:45-15:35

⑦犯罪を取り巻く話の“ウソ”と“ホント”

立正大学 丸山泰弘

15:45-16:35

⑧自分の身を守るために～無料で使える護身術（＝法情報）を伝授します～

龍谷大学 中村有利子

16:45～17:45

⑨桃太郎の光（ひかり）と陰（かげ）

龍谷大学 石塚伸一

②③④⑤⑥⑨は、第1回と同じものであったが、②では参加者がこちらが準備した軽食をつまみながら聴講するという、アットホームな雰囲気づくりで楽しんでもらうことを目指した。①が目玉企画の模擬裁判で、⑦⑧が新しく加わった講義である。⑦は犯罪報道のあり方について考えてもらう講義で、⑧はスマホを使った法情報の講義と実習であった。

3. アンケート結果

11月3日（第1回）と2月11日（第2回）に実施したフェスタで、それぞれ、参加者に対するアンケートを実施した。

Q1は性別、Q2は年齢、Q3は参加者の住所地（都府県）、Q4はフェスタ開催を知った方法を問うもので、Q5では各報告をB級グルメのグラン

プリを決める投票をイメージして採点してもらい、Q6は自由記述欄とした。

(1)11月3日（第1回）実施分

回答数は74通。

Q1：性別を教えてください。

①男性

②女性

男性は42%、女性は57%、不明が1%で、やや女性が多かった。

Q2：年齢を教えてください。

①10歳未満 ②10歳代 ③20歳代 ④30歳代 ⑤40歳代 ⑥50歳代 ⑦60歳代 ⑧70歳以上

10歳未満はなし、10歳代が28.4%、20歳代が47.3%、30歳代が9.5%、40歳代5.4%、50歳代5.4%、60歳代2.7%、不明1.3%。

授業の一環としての参加が多いためか、20歳代が最も多く、次いで、高校生となった。

Q3：どちらの地域から参加されましたか。

①京都市内 ②（京都府内）京都市外 ③大阪市内 ④（大阪府内）大阪市内 ⑤滋賀県 ⑥兵庫県 ⑦奈良県 ⑧和歌山県 ⑨それ以外（具体的にお書きください）

京都市内37.8%、京都市外8.1%、大阪市内5.4%、大阪市内13.5%、滋賀県9.4%、兵庫県2.7%、奈良県9.4%、和歌山県1.3%、その他9.5%（神奈川県2、東京都2、福岡県1、三重県1、それ以外1）、不明2.7%。

最も多いのが京都からであったが、関東や九州といった遠方からの参加も得られた。

Q4：このフェスタをどのように知りましたか。（複数回答可）

①ポスター ②チラシ ③ホームページ ④SNS ⑤友人・知人から聞いた ⑥先生から聞いた ⑦その他（具体的にお書きください）

ポスター9.5%、チラシ12.1%、ホームページなし、SNS1.3%、友人・知人9.5%、先生74.3%、その他5.4%（メーリングリスト3、会社でメール回覧1）、不明1.3%。

授業の一環としての参加が多いためか、先生か

らの紹介が最も多くなった。

Q5：授業を以下の基準で採点してください。またご感想をお聞かせください。

1点：つまらない 2点：いまいち 3点：おもしろい 4点：とてもおもしろい

全ての授業において、つまらないとの評価は0であった。

①昔話で裁判員を体験！：今井秀智

回答数は36であった。「いまいち」は1件で2.7%、「おもしろい」が9件で25%、「とてもおもしろい」が22件で61.1%であった。その他としては、「70点」が1件で2.7%、「98点」が1件で2.7%、「99点」が1件で2.7%、「100点」が1件で2.7%であった。平均点は3.66点（その他の回答は除く）。

②良い人の悪いことは良いこと？悪い人の良いことは悪いこと？— デジタル紙芝居で「カイシャク」！：久保山力也

回答数は43であった。「いまいち」は1件で2.3%、「おもしろい」が18件で42%、「とてもおもしろい」が18件で42%であった。その他としては、「65点」が1件で2.3%、「80点」が1件で2.3%、「98点」が1件で2.3%、「100点」が3件で7%であった。平均点は3.46点（その他の回答は除く）

③国語科教員と高校生による法教育：京都教育大学附属高等学校生徒&札埜和男

回答数は34であった。「いまいち」は1件で2.9%、「おもしろい」が8件で23.5%、「とてもおもしろい」が23件で67.6%であった。その他としては、「70点」が1件で2.9%、「95点」が1件で2.9%であった。平均点は3.69点（その他の回答は除く）

④漫画で法学？ 法律擬人化漫画@羊図書館トーク：水知せり

回答数は29であった。「いまいち」は3件で10.3%、「おもしろい」は17件で58.6%、「とても

おもしろ」は8件で27.6%であった。その他としては、「55点」が1件で3.4%であった。平均点は3.18点（その他の回答は除く）

⑤はじめての国際私法—国際結婚のなぞなぞ：金美和

回答数は23であった。「いまいち」は1件で4.3%、「おもしろい」は8件で34.8%、「とてもおもしろい」は12件で52.2%であった。その他としては、「5」が1件で4.3%、「55点」が1件で4.3%であった。平均点は3.59点（その他の回答は除く）

⑥桃太郎の光（ひかり）と陰（かげ）：石塚伸一

回答数は28であった。「いまいち」はなし、「おもしろい」は9件で32.1%、「とてもおもしろい」は17件で60.7%であった。その他としては、「5」が1件で3.6%、「60点」が1件で3.6%であった。平均点は3.70点（その他の回答は除く）

(2) 2月11日（第2回）実施分

回答数は38通。

Q1：性別を教えてください。

①男性 20 ②女性 18

男性は53%、女性は47%であった。今回不明はなし。男性が少し多かった。

Q2：年齢を教えてください。

①10歳未満 ②10歳代 ③20歳代 ④30歳代 ⑤40歳代 ⑥50歳代 ⑦60歳代 ⑧70歳以上

10歳未満はなし、10歳代が15.8%、20歳代が31.6%、30歳代が10.5%、40歳代7.9%、50歳代15.8%、60歳代7.9%、不明10.5%。

第1回ほどではないが、10代～20代が47.4%と約半数を占めており、予想以上に若い年齢層が多かった。

Q3：どちらの地域から参加されましたか。

①東京都 ②神奈川県 ③千葉県 ④埼玉県 ⑤茨城県 ⑥栃木県 ⑦群馬県 ⑧静岡県 ⑨それ以外

東京都 63.1%、神奈川県 13.2%、千葉県

7.9%、埼玉 13.2%、不明 2.6%であった。もう少し地域が分散されるのかと予想していたが、東京都が多数であった。

Q4：このフェスタをどのように知りましたか。（複数回答可）

①ポスター ②チラシ ③ホームページ ④SNS
⑤友人・知人から聞いた ⑥先生から聞いた ⑦その他（具体的にお書きください）

ポスター 2.6%、チラシ 5.3%、ホームページ 13.2%、SNS 0%、友人・知人 18.4%、先生 47.4%、その他 15.8%、不明 2.6%。なお、今回はポスターを作成していなかったところ、「ポスター」とする回答があったが、チラシの間違えかと思われる。

Q5：授業を以下の基準で採点してください。またご感想をお聞かせください。

1点：つまらない 2点：いまいち 3点：おもしろい 4点：とてもおもしろい

初めてつまらないとの評価が2件あった。詳しい点数は以下の通り。

①対決・高校生模擬裁判！？：京都教育大学附属高校有志チーム VS 法律家

回答数は23であった。「おもしろい」が11件で48%、「とてもおもしろい」が同じく11件で48%、その他が1件で4%であった。平均点は3.5点（その他の回答を除く）。

②マンガで入門「法教育」～水知せりの世界～

回答数は14であった。「つまらない」は1件で7%、「いまいち」は2件で14%、「おもしろい」が4件で29%、「とてもおもしろい」が7件で50%であった。平均点は3.21点。

③昔話で裁判員を体験！：今井秀智

回答数は14であった。「おもしろい」と「とてもおもしろい」が7件ずつで50%であった。平均点は3.5点。

④良い人の悪いことは良いこと？悪い人の良いこ

とは悪いこと？— デジタル紙芝居で「カイシャク」！：久保山力也

回答数は14であった。「おもしろい」は5件で36%、「とてもおもしろい」が9件で64%であった。平均点は3.64点。

⑤はじめての国際私法—国際結婚のなぞなぞ：金美和

回答数は9であった。「いまいち」は1件で11%、「おもしろい」が5件で56%、「とてもおもしろい」が3件で33%であった。平均点は3.22点。

⑥犯罪を取り巻く話の「ウソ」と「ホント」：丸山泰弘

回答数は18であった。「おもしろい」は6件で33%、「とてもおもしろい」が12件で67%であった。平均点は3.67点。

⑦自分の身を守るために～無料で使える護身術（＝法情報）を伝授します：中村有利子

回答数は11であった。「つまらない」は1件で10%、「おもしろい」が5件で45%、「とてもおもしろい」が5件で45%であった。平均点は3.27点。

⑧国語科教員と高校生による法教育：京都教育大学附属高等学校生徒有志&札埜和男

回答数は11であった。「おもしろい」と「とてもおもしろい」が5件ずつで45%、その他が1件であった。平均点は3.5点（その他の回答を除く）。

⑨桃太郎の光（ひかり）と陰（かげ）：石塚伸一

回答数は15であった。「おもしろい」は4件で27%、「とてもおもしろい」が11件で73%であった。平均点は3.73点。

(3) アンケート結果の比較

2つのアンケート結果を比較すると、Q1の性別では、第1回はやや女性が多く、第2回はやや男性が多かったが、特に有意差はなかった。

参加者の居住地については、第2回の方がさまざまな地域からの参加があるかと思われたが、第

1 回の方が遠方の参加も含め、多様な地域から参加が得られた。

どうやって知ったのかについては、第1回は授業の一環ということもあって先生からというのが多かったが、第2回でも高めであった。やはり口コミによる宣伝効果が大きいと思われた。

採点については、第2回の方が「1 つまらない」がつくなど辛口な面はあったものの、平均点で比較する限りは、全員、全回とも「3」以上で「おもしろい」との評価が得られ、それほど大きな差は見られなかった。

なお、反省点であるが、こちらで設定した数字以外について書かれることがいくつもあったことから、両面1枚の範囲内に収めつつも、アンケート協力者が迷わなくて済むようなレイアウトの工夫が必要である。

自由記述欄にあったコメントには、また違うテーマで教えてほしい、2会場で並行開催した第2回目では、内容が盛り沢山のため2日にわけて開催してほしいとの要望があった。また、心理学からのアプローチなど分野を増やしてほしい、点数化は「土俵」が違うので難しいといったものもあった。

4. 高校生からのコメント結果

また、11月3日に開催した第1回B級法教育フェスタに対しては、本学出身で大阪暁光高校の笹刈晃教諭が学校行事の一環として生徒を引率して参加してくださり、生徒達からのコメントを寄せてくださった。

また、2月11日に開催した第2回B級法教育フェスタに対しては、講師役を務めた京都教育大学附属高校の生徒達から札埜和男教諭を通じてコメントが寄せられた。

それらをまとめると、

- ①授業の仕方次第では、たとえ6時間という長時間であっても、「法っておもしろい・楽しい!」「身近なもの」と感じてもらえる
- ②B級法教育フェスタの特徴である「子供から大人まで」年齢が違う人との交流は大切である

③グループディスカッションにより、自分の意見を示すことの大切さや、人によって意見が違ふこと、違う意見を聞くことで議論がより深まることに気づいてもらえる

④(2月11日のフェスタでは)プロと学生が真剣に勝負することでお互いに良い刺激となる

ことがわかった。これらは、私たちが「B級法教育フェスタ」で目指した「新しい法教育」とも一致しており、一定の成果を挙げることができたと言える。

5. 「法情報」に関する法教育について

(1)なぜ「法情報」をとりあげたのか～現在の法情報教育の課題

筆者も2月11日に開催された第2回目のB級法教育フェスタで、法情報についての講義を行った。

既存の法教育には、「法情報」に特化したものはみあたらない。

しかし、情報リテラシー力は重要であり、昨今は大学の学部教育でも実施されている。『高等教育のための情報リテラシー基準2015年版』では、情報活用行動プロセスを、①課題を認識する、②情報探索を計画する、③情報を入手する、④情報を分析・評価し、整理・管理する、⑤情報を批判的に検討し、知識を再構造化する、⑥情報を活用・発信し、プロセスを省察する、といった6つの場面にわけている。課題解決能力には①に加えて、②の「調べる力」が必要であり、「調べる力」には③④の適切な情報を選ぶ能力も必要となる。

「法情報」教育は、法科大学院制度が始まってから、体系的な教育が実施されるようになった科目であり、筆者が法学部・法学研究科に在席したときにはなく、当時、学生は日々の勉強や研究のなかで独自で身につけていったものであった。

龍谷大学では、2005年の法科大学院開設以降、「法情報演習」が1年次必修科目として配置され、筆者も当初から授業の補佐役として、学生に法情報の探し方について指導したり、ローライブラリーである深草図書館分室で、教員や学生からのレファレンスを担当している。時には、法学系以

外の教員や法学部法学研究科の学生に法情報を提供することもある。

また、法科大学院での授業だけでなく、法学部の基礎演習受講者（学部2年生）への1時間の法情報の講義を年1回させていただく機会にも恵まれた。そこでは、新聞記事などの時事ネタを用いて、それをテーマにしたレポートを書くという課題を設定し、学生2人に1台のPCを使ってもらい、図書館に導入されているデータベースを使って、どのように情報を集めていくのかを伝えるという内容の講義を行った。しかしどうした場合にどのデータベースを使うのか、理解してもらえたとは実感できなかった。

他にも、公共図書館員向けの法情報講習も1度実施させていただいたことがあるが、データベースの特性については説明できたものの、どうした場合にどの法情報を提供するのがよいのかについて、法学を知らない人に伝えること、さらに法学だけでなく情報学にも疎い図書館利用者である市民に伝えるのは、やはり難しいと感じた。

情報の取捨選択能力は、上述した情報活用行動プロセスの①～④を含むもので、法学にかかわらず重要なスキルであり、そのため、大学1年生で情報検索や情報リテラシーに関する講習が図書館等によって実施されるところも多くなっている。しかし、そういった講習会では、個々のデータベースの使い方を教えることが中心となってしまうが、どうしてそのような方法をとらないといけないのかといった理解なしに進められてしまっている。そのため、大学生をはじめ市民が欲しい（と思っている）情報を、どのような方針をたて、どのツールを使って集めればよいのか、わからないままになってしまうおそれがある。

図書館で実施されている講習会には、データベース毎の使い方の説明を業者が行うことがあり、利用者の個別具体的なニーズに合っていない、あるいは必要性を感じないためか、参加者があまり多くないケースもある。

また、昨今、とくにツイッターやフェイスブック等のオープンなSNSで、感情的で過激な表現が多く見られることが問題となっているが、適切な情報をもとにした議論でなければ、すれ違いの

まま、感覚で意見が言いつ放しとなってしまう。しかし、根拠に基づいた議論のために必要な情報の取得については、学ぶ機会がまだまだ少ない。

法教育は、「法を所与のものとして、これに従うだけではなく、現行法や制度を批判的に検討し、能動的に関わることができるように」なることが求められている⁹⁾が、その前に正確な情報・エビデンス等を自分で探し出す力があることが前提となる。その基礎となるのが、法を含む情報リテラシーである。物事を判断するには、自分の経験や蓄積された知識が使用されるが、その知識が誤った情報に基づくものであれば、判断を誤る恐れがあるし、意見の結論も変わってくる可能性もある。

自分が法的問題に直面したときに（法的問題かどうか市民が判断するのが困難な場合や、そもそも法的問題かどうかを意識しない場合もある）、使える情報を探し出す能力が市民にも必要である。法のおそろしいところは、法が制定されればその法について知らなくても、罪に問われてしまうことであり、それを市民は気づいていないのではないか。それを伝えることができるのは、情報の扱いに長けている（はずの）ライブラリアンではないかと考え、今回の講義を企画した。

(2) 本講義で目指したもの

本講義では、①日々の暮らしと法律・判例がどう関わっているのかを知ってもらう、②問題が起こったときに、身近な既存のツール（今回のスマートフォンとgoogle）を使って、問題解決の糸口を自分で調べることができることを知ってもらうことを目標にした。

(3) 講義の概要

上述した(2)の3つの目標を念頭に、簡単な法情報の知識を伝え図書館員として利用者に情報を提供する視点で、必要なテクニックや、便利なのに意外と知られていないテクニックを伝授することに重点を置いた。

法情報研究会は、刑事系の教員の参加率が高く、また第2回目のプログラムも刑事系が多いことから、刑事系分野は内容から外し、労働問題、環境問題、消費者問題を扱うこととした。

またスマートフォン（スマホ）の個人保有率が高いことから、スマホを使うこととし、その場にPC端末がなくとも参加が可能となった。

まず、「電脈・文脈・人脈」といった3種類の法情報が護身術になることを伝えた。それら法情報の無料で使えるツールについて、電脈→文脈→人脈の順に解説した。

「電脈」は、PCやスマホを使った無料の法情報の探し方であり、現在のリサーチの主流となっている。市民向けということであったので、従来から図書館で実施されているような、特性に応じた個々のデータベースの使い方のレクチャーは行わないこととした。

また、「市民が使いやすく信頼できる法情報を探す」という観点から、特化したデータベースを「知って覚える」よりも、一般的によく使われるgoogleを使った情報の探し方を伝えることに力点を置いた。便利だが知られていないサイトの限定の方法（site:go.jp）や""（ダブルクォーテーション）について教示した。また、白書などの政府情報を使うときの注意点として、数字情報のみが信じられるデータであることについても言及した。

①知識を伝える解説編

①については、アメリカの法教育法の定義にある「法形成過程」¹⁰⁾についても言及するよう、中高で習った内容を法に結びつけることを意識した。この「法形成過程」は「法情報」で取り扱う分野でもある。そして、「法形成」行為が、選挙への投票にもつながっていき、市民の直接「参加」が可能であり、身近な分野でもある。

法をつくるのは国会であるが、現実には、議員提出法案は提案数が多いがそのほとんどは成立せず、内閣が提出した法律は提案されたもののうち多くが成立することや、市民が見たことがない官報に掲載されることで法が適用されてしまう事実について伝えた。

また、社会的事件が法を変えることについて、東日本大震災による法律改正により、原発の放射性物質について環境基本法で扱うよう変更された事例を通して、法は不変ではなく、法の内容を覚

えても、社会の要請に応じて変わっていく可能性があることについて伝えた。

これらは、知識として学校教育で習っているものの、実際には知られていないように思われる。

そして、無料で政府が提供している法令データベースである「法令データ提供システム」を使ってもらい、法律を探すことの難しさを実感してもらい、また法律の条文を読んでもらうことで、理解することは難しいことを体感してもらったうえで、法律は立法の担当省庁の審議会で原案を作成していることから、法律の理解を助けるための解説書が各省庁のHPに掲載されていることを実際に調べながら伝えた。

②具体的な問題を解決する事例編

②は、市民が身近な問題として感じられる労働問題と消費者問題を取りあげた。

労働問題としては、提示されたアルバイトの時給が適切かどうかについて、自分で調べる方法について説明・実習し、実際に人と交渉するときのポイントとして、誰が書いたか不明の「知恵袋」などではなく、政府（この場合は厚生労働省）の情報をを使うことの大切さについて伝えた。

消費者問題については、①「民事訴訟の最終確認です」といったあやしげな文書が送付されたときの自力での対応方法と、②大学合格後の入学辞退に伴う入学金や授業料の返還問題についてとりあげた。①への対応方法については、googleを使って、送付元の情報が本当に正しいかを確認する方法についてを実習しながら伝えた。②の入学金・授業料の返還問題では、法律に細かい内容を規定出来ないため法の具体的な解釈は（最高）裁判所が行うことを説明し、裁判所のHPから一緒に判決を探し、公開された判決文をみてもらった上で、それを読みとくのは難しいこと、消費者庁などにそれをわかりやすくまとめた情報が掲載されている可能性があることなどを、一緒に調べながら伝えた。

「文脈」では、（公共）図書館を利用することを促し、その使い方について説明した。いまは図書館蔵書検索（OPAC）を使って文字入力をして検索するが主流となっていることから、それに対

する注意喚起も込め、①分類記号を使った情報の集め方と問題点、②件名を使った資料の探し方について説明し、①では、事例として、「憲法」に関する本をあげ、分類記号の違いで離れた場所に配架される場合があることを伝えた。②では、例えば法教育に関する資料を探す場合に、タイトルに「法教育」がなくても、「件名」の機能を使えば探し出せることについて、実際にNDLサーチを使って説明しながら実習してもらった。また、公共図書館では利用者支援サービスとして法情報支援サービスに取り組んでいるところもあることから、そういった図書館を積極的に活用することも勧めた。

「人脈」では、それぞれの専門家を頼ることの大切さについて伝えた。

(4) 結果および反省点

講義の反省点であるが、50分という、普段の大学での授業よりさらに短い時間にもかかわらず内容を盛り込みすぎてしまい、判例と法令改正の関係について伝えきれなかった。

新しい情報を使うようには言ったが、具体的な方法、例えば google での期間設定の仕方について、伝えることが出来なかった。

環境（インフラ）面の問題ではあるが、Webの反応があまりよくなく、いつも使うPCと違うこともあり操作が不慣れで手間取ったことで時間がかかってしまい、その時間分講義が早口となったり、PC検索結果の説明を省略してしまったため、参加者が置いてけぼりとなったり、授業が一方通行となってしまった可能性があった。スマートフォンの方がサクサク動くことやPCよりもよく利用されていることから、市民向けの場合は、そちらを使った実演にすることも検討してよいかと思われる。

今回は、政府情報の取得方法を中心にレクチャーし、得られた情報をどう料理して使うかについては触れなかった。そのため、政府情報＝唯一の正しい情報、という捉え方をされるおそれもなくはない。「1」の評価があったのはそれに対してではないかと思われる。50分の授業時間ですべてを伝えるのは難しいため、法情報の取り扱い

方については、また別の機会に伝える必要があるだろう。

6. 今後の活動について

来年度は熟慮型・表現型メソッドを活用した法教育の総仕上げの年である。

まず5月3日に龍谷大学で、同じく2015年度に初めて実施した模擬投票と一緒にB級法教育フェスタの開催を予定している。模擬投票も法教育の一つであり、政策学部の学生も企画段階から積極的に関与している。この2つを一緒に実施することで教育効果がさらに高くなることが期待される。また、そこで、自分の報告についても改善する予定である。

各アンケート、とりわけ、詳しいコメントを寄せていただいた大阪暁光高校と京都教育大附属高校の生徒達からのフィードバックを加え、それらの成果をもとにノウハウをまとめたものを公表し、さらに多くの場所で実践していく予定である。

注

- 1) 法教育フォーラム HP (<http://www.houkyouiku.jp/about.html>) 参照。
- 2) 法務省・法教育委員会報告書「我が国における法教育の普及・発展を目指して―新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐくむために―」（平成16年11月公表）。法務省 HP に本文が掲載されている。
- 3) 日本弁護士連合会 HP (<http://www.nichibenren.or.jp/activity/human/education/purpose.html>) 参照。
- 4) 江澤和雄「わが国における法教育の現状と当面する課題」『レファレンス』平成26年1月号、34頁。なお、この論文には、日本の法教育の経緯等についてコンパクトにまとめられている。
- 5) 「B級」とは、「B級グルメ」と同様の意味で使っている。「B級グルメ」とは、ぜいたくな食事ではなく、安価で庶民的でありながら、おいしいと評判の料理のこと。デジタル大辞泉, JapanKnowledge. <http://japanknowledge.com>. (参照 2016-03-31)。
- 6) 京都教育大付属高校は高校生模擬裁判選手権大会関西大会の常勝校であり、メンバーは2015年第9回大会優勝した。毎年、龍谷大学紫光館の法廷教室を活用して練習を積んでいるといったつながりもある。
- 7) イラストや漫画は「羊図書館」というホームページ <http://hitsujitoshokan.web.fc2.com/> にも掲載されている。
- 8) <http://www.nhk.or.jp/sougou/houtei/> 参照

9) 前掲・江澤、46頁

10) 北川善英「『法教育』の現状と法律学」『立命館法学』321・322号(2008年)1422頁([http://www.](http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/08-56/04kitagawa.pdf)

[ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/08-56/04kitagawa.pdf](http://www.ritsumei.ac.jp/acd/cg/law/lex/08-56/04kitagawa.pdf))。